

国保組合だより

法人事業所又は5人以上の個人事業所（以下「法人事業所等」といいます。）は、その代表者及び従業員について、健康保険（いわゆる社会保険）と厚生年金の強制適用を受けます。ただし、年金事務所の承認を受けて健康保険の適用を外して

もらい、厚生年金に加入すれば、建設国保の法人事業所等の代表者又は従業員が、この保組合は、定期的に事業所調査を実施し、違法な状態を見つけた場合は、これを受けて、毎年、健康保険ではこれを除名等の厳しい処分を行なう必要がある」としています。

法人代表者の方へ

事業所調査にご協力を

調査用紙 提出期限は11月20日

法人代表者又は法人事業所等の従業員でなくなった方へ

平成9年9月1日以後に建設国保に加入し、健康保険適用除外承認を受けた被保険者の資格を喪失した場合に届出をしてください。

手続きをせずに建設国保の被保険者であることは、違法な状態となります。本年についても11月4日付で法人代

合は指導を行い、指導調査を実施していく必要があります。本年についても11月4日付で法人代

は、該当する方の保険証番号の末尾に「-1」を付し、その医療費データを区分することで、適正な補助金申請に努めているところです。

法人解散又は退職等により健康保険適用除外承認を解除（厚生年金の資格を喪失）したにもかかわらず建設国